

公売保証金納付書兼充当申出書

令和 年 月 日

大泉町長 あて

下記の公売に係る公売保証金を指定の金融機関への振込みにより納付します。私に対して売却決定が行われた場合は、この公売保証金を買受代金に充ててください。

公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名(売却区分番号除く)と入札者は、同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地	電話番号
	フリガナ氏名又は名称	-----
	フリガナ代表者名	-----
	ログインID	
	メールアドレス	
公売保証金	売却区分番号	
	公売保証金額	円

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金振込通知書は、売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- 振込みで公売保証金を納付する場合は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていない場合があります。なお、振込手数料は、公売参加者の負担となります。
※ 執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札ができませんので、振込みは「電信」扱いとしてください。
- 公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。